

平成 25 年 3 月 1 日

日本放送協会平成 25 年度収支予算、事業計画及び資金計画
に付する総務大臣の意見について
(平成 25 年 3 月 1 日 諮問第 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、国民の命・安心を守り、日本の元気をつくる公共放送として、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化、新たなメディア環境への対応や受信料の公平負担の更なる徹底といった、デジタル放送への完全移行化後の新たな課題への対応を着実に実施し、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。

協会の平成25年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、平成24年10月より実施された受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なものとして認められる。

なお、その収支予算等の実施にあたっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

1 経営改革の推進

- 国民・視聴者の受信料により運営される公共放送として、国民・視聴者に対するサービスの低下につながらないことに配慮しつつ、業務の合理化・効率化に努めること。
- 給与等について、成果・業績に見合うよう一層の制度見直しを行い、適正化に努める等、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たしていくこと。
- 子会社等に関して、特殊法人の子会社等としての位置付けに配慮しつつ、グループとしてのガバナンスを強化し、明確な事業戦略に基づいて、重複業務の整理及び子会社等からの適切な還元の推進に努めること。
- 契約収納費について、地域スタッフ制から適切な法人委託への円滑な移行等により、削減に向けて徹底的に取り組むとともに、受信料支払率の地域間格差の状況を踏まえ、戦略的かつ効率的な営業活動に努めること。
- その他、調達に係る取引の透明化・経費削減、コンプライアンス意識の向上に向けた取組の徹底、経営・業務に係る情報公開の推進及び環境に配慮した経営等、従来より指摘してきた事項についても引き続き取組の徹底を図ること。

2 放送番組の充実等

- 番組編集に当たっては、我が国の公共放送としての位置付けを踏まえ、我が国の文化の向上に寄与するとともに、国民各層の中で意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努めること。
- 多様な放送番組が提供できるよう、適正な取引条件の確保に配慮しつつ、外部制作事業者に十分な機会を提供することで、その能力の一層積極的な活用に努めること。
- 国際放送について、我が国の文化・経済等に係る情報発信の拡大を図ることを通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流に資するとともに、その結果として成長

戦略の推進に寄与するよう、効率性にも配慮しつつ、番組内容の充実、国内外の認知度の向上及び受信環境の整備を一層推進すること。

- その他、地域からの情報発信の強化及び字幕・解説放送等の拡充等、従来より指摘してきた事項についても引き続き取組の徹底を図ること。

3 新しいメディア環境への対応

- 平成25年度に単年度黒字化を見込んでいた番組アーカイブ業務（NHKオンデマンド）について、平成25年度予算において黒字化が見通せない状況にあることを踏まえ、更なる増収策の強化と経費削減に努めること。
- その他のインターネットを活用するサービスについては、受信端末や配信プラットフォームの多様化といった環境の変化を踏まえて、受信料との関係を整理しつつ、公共放送として利用者のニーズに適切に対応できるよう検討・取組を促進すること。
- 4K・8Kといったスーパーハイビジョンの早期実現に向けて取組を強化するとともに、スマートテレビ等新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて、関連民間事業者等と連携を図りつつ、公共放送として先導的な役割を果たすこと。

4 受信料の公平負担の徹底等

- 受信料の公平負担を確保するため、効率性にも配慮しつつ、多様な手法を活用することにより、未契約者及び未払者対策を一層徹底すること。
- 視聴行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、未払者への対処方策も含めて、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方について、広く国民の意見を聴取し、その結果を踏まえた検討を行うこと。

5 テレビ放送の完全デジタル化後の取組

- 衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策等、地上デジタル放送への移行後の課題に着実に取り組むこと。特に、東京スカイツリーへの送信機能の移転にあたっては、受信対策や事前の周知活動等に万全を期すこと。
- 地上デジタル放送日本方式に係る研究開発の成果がより広くいかされることで放送技術の進歩発達に寄与する観点から、同方式の国際展開に取り組むこと。

6 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化

- 東日本大震災に関する災害映像や復興の記録、被災者の証言等のアーカイブ等、記録の伝承とこれらの公開に努めるとともに、被災地を支援する取組を充実することにより、復興に貢献すること。
- 政府の南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直しを踏まえ、大規模震災に備えた公共放送の機能の強靱化に係る取組の拡充及び前倒しを行うこと。
- 新放送センターの整備について、国民・視聴者に対して適切に情報開示を行いつつ、財源の確保を含めて構想の具体化を進めること。

NHK予算に関する制度の概要

《日程》

2月1日

N H K



予算提出（放送法第70条第1項）

総務大臣
(大臣意見の検討)



大臣意見を諮問
(放送法第177条第1項第3号)

電波監理審議会



答申（放送法第177条第1項第3号）

予算に大臣意見を付して、(内閣を経て)国会に提出
(放送法第70条第2項)

3月上旬



内閣（閣議）



国会

(参照条文)

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3～4 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～二 (略)

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四～五 (略)

2 (略)

NHK平成25年度収支予算等のポイント

- 平成25年度は平成24年10月から実施された受信料値下げ（120円/月）の影響の通年化により、受信料収入が減少。（24年度予算に対し48億円、24年度見込に対し90億円の減少）
- 平成23年10月に策定された3カ年経営計画（「平成24～26年度NHK経営計画」）では47億円の赤字を見込んでいたが、衛星契約へのシフト等、増収策の強化及び経費削減により収支均衡予算。
- 平成24年8月の政府の南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを受け、地域拠点局のヘリ装備見直しの前倒し等、公共放送の機能の強靱化に係る取組を拡充。

1 一般勘定（事業収支の状況）

- 平成25年度予算は、平成24年度予算と同様、収支均衡予算を策定。

(単位:億円)

区分	24年度予算	25年度計画	25年度予算	26年度計画
事業収入	6,489	6,451	6,479	6,549
事業支出	6,489	6,498	6,479	6,539
事業収支差金	0	▲47	0	10

(注) 「計画」は3カ年経営計画の数値。

2 受信料収入の状況

- 受信料収入については、48万件の受信契約の増加（衛星契約については69万件増）を見込むものの、受信料の値下げの影響が通年化することにより、平成24年度見込みに対し90億円下回る6,221億円を見込む。（24年度予算に対し48億円、24年度見込に対し90億円の減少）

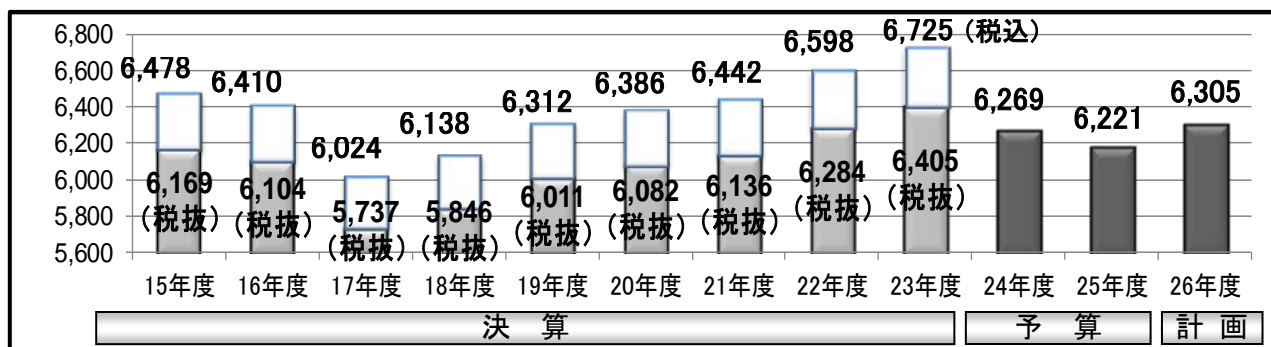
- 受信料収入及び有料契約数等（括弧内は平成24年度末見込）

(単位:億円、万件)

区分	24年度予算	25年度予算	26年度計画
受信料収入	6,269 (6,311)	▲48億円 ▶ 6,221 ▲90億円	6,305
有料契約数	3,796 (3,811)	+48万件 ▶ 3,859	3,895
うち衛星契約数	1,675 (1,697)	+69万件 ▶ 1,766	1,812
支払率	73%	74%	75%

受信料収入の推移

※消費税の会計処理について平成24年度から税抜方式に変更していることから、平成23年度までの受信料額から税抜額を試算。
(単位:億円)



3 番組アーカイブ業務勘定の収支状況

- 番組アーカイブ業務勘定（NHKオンデマンド）は、3カ年経営計画において平成25年度末の単年度黒字化を掲げていたが、予算ベースでは、単年度黒字化は実現できず赤字を計上。（括弧内は平成24年度末見込）

(単位:億円)

区分	24年度予算	25年度予算
事業収入	23 (13)	17
事業支出	31 (27)	24
事業収支差金	▲7 (▲13)	▲6

4 南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを踏まえた公共放送の機能の強靱化

- NHKは、東日本大震災の経験を踏まえ、平成24年度から、東京のバックアップ機能の整備等、公共放送の機能の強靱化に着手。
- 平成25年度は、政府の南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し（死者・行方不明者：2万4,700人→32万3,000人、建物被害：94万200棟→238万6,000棟）を踏まえ、3カ年経営計画に対して設備投資を15億円増額し、公共放送の機能の強靱化を拡充。
- ・福岡放送局航空取材用ヘリ搭載機器整備の前倒し（平成26年度→平成25年度）
 - ・自家発電装置等の長時間停電対策の拡充（60カ所程度→65カ所程度）

区分	25年度計画	25年度予算	増減額
建設費(設備投資額)	699	714	15
うち公共放送の機能の強靱化	125	140	15

平成 2 5 年 3 月 1 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成 2 5 年 3 月 1 日 諮問第 5 号)

[次世代高速無線 LAN の導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹通信課

(白石課長補佐、下地係長)

電話：03-5253-5886

電波法施行規則等の一部を変更する省令案について

(次世代高速無線 LAN の導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

無線 LAN は、簡易かつ安価に家庭・オフィス内にインターネット接続環境を構築することのできるシステムとして急速に普及してきており、これまで諸外国の動向と整合をとりつつ、我が国にも新しい技術を導入してきたところである。

現在の無線 LAN の国際的な標準化活動においては、伝送速度 1Gbps を目標とする IEEE[※] 802.11ac 規格（以下「次世代高速無線 LAN」という。）の制定に向けた検討が進められてきており、我が国においても次世代高速無線 LAN の導入に向けた検討を行い、平成 24 年 11 月に情報通信審議会より技術的条件の答申を受けたところである。（別添参照）

このような背景を踏まえ、次世代高速無線 LAN の導入を可能とするため、関係省令の一部改正を行うものである。

※ Institute of Electrical and Electronics Engineers : 米国電気電子学会

2 改正概要

(1) 電波法施行規則

5GHz 帯小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数に次世代高速無線 LAN が使用する電波の基準チャンネルを追加すること。

(2) 無線設備規則

次世代高速無線 LAN の無線局の無線設備について、技術基準に係る規制を整備すること。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

次世代高速無線 LAN の無線局の技術基準適合証明等の対象に追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに関係省令を改正し、官報に掲載する。

次世代高速無線LANの導入

1. 目的

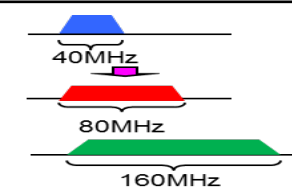
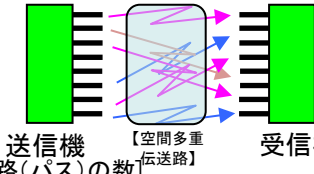
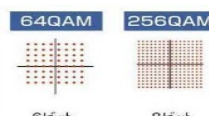
※次世代高速無線LAN: 1Gbps程度の実効伝送速度を実現する高速な無線LAN

- 光ファイバ等の有線系ブロードバンドと遜色のない伝送速度(規格目標: 1Gbps)の無線LANの実現
 - 国際的な標準化動向(IEEE802.11ac) [**2013.1:ドラフト第5版策定**]を踏まえた次世代高速無線LANの国内への早期の導入
- 以上のことから、**実効伝送速度1Gbpsの伝送速度を実現する高速無線LANの導入**のため、現行の無線LANの技術基準を見直す。

【参考】今回の検討の対象

規格名	制度化の時期	国内の適用周波数帯	伝送速度	屋外使用の可否
IEEE802.11ac (IEEE802.11nの5GHz帯での更なる高速化)	2013年(H25)3月(予定)	5150~5350MHz 5470~5725MHz	1Gbps(実効)	一部不可 (5150~5350MHz)

2. 主な検討課題

チャンネルの帯域幅の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・40MHz幅 ⇒ 80MHz幅、160MHz幅に拡大 ・隣接しない周波数帯域の同時使用が可能 (160MHzのシステムの場合) <p>※ 親局による制御等により、80MHz及び160MHzのシステムと既存の40MHz(or 20MHz)以下のシステムとの共存は可能</p>	<p>⇒ 伝送速度の理論値が最大約4倍</p> 
MIMOによる空間多重伝送の拡張 <small>[MIMO: Multiple Input-Multiple Output 方式]</small>	<p>送信側、受信側それぞれに、複数のアンテナを設置することにより、伝送経路を増大</p> <p>IEEE802.11nの最大ストリーミング数は4</p>	<p>⇒ ストリーミング数が8 (送受信アンテナが8×8)の場合、伝送速度の理論値が最大約2倍</p> <p>[ストリーミング数: 空間多重によるデータ伝送のための通信路(パス)の数]</p> 
変調方式の改善	<p>変調多値数の増加 (64QAM→256QAM)</p>	<p>⇒ 伝送速度の理論値が最大約1.3倍</p> 

3. 無線設備の技術的条件の概要

周波数帯	5.15～5.25GHz	5.25～5.35GHz	5.47～5.725GHz
使用場所	屋内限定		屋内外
システム区分 (周波数帯域幅)	20/40/ 80/160 MHz		
変調方式	20MHz	OFDM方式※ ³ 、DS方式※ ⁴ 、シングルキャリア方式	
	40MHz	OFDM方式	
	80MHz	OFDM方式	
	160MHz	OFDM方式	
最大空中線電力	20MHz	OFDM方式、DS方式の場合：10mW/MHz シングルキャリア方式の場合：10mW	
	40MHz	5mW/MHz	
	80MHz	2.5mW/MHz	
	160MHz	1.25mW/MHz	
最大空中線利得	規定なし		
最大e.i.r.p.	20MHz	10mW/MHz	50mW/MHz
	40MHz	5mW/MHz	25mW/MHz
	80MHz	2.5mW/MHz	12.5mW/MHz
	160MHz	1.25mW/MHz	6.25mW/MHz
キャリアセンス	20MHz	義務付け	
	40MHz	義務付け	
	80MHz	義務付け	
	160MHz		
DFS※ ⁵ 、TPC※ ⁶	不要	必要(親局のみ)	
接続形態	任意	任意 (親局に制御されていない同士は不可)	

(下線部が変更箇所)

※1 Institute of Electrical and Electronics Engineers: 米国電気電子学会

※2 Multiple Input-Multiple Output方式

※3 Orthogonal Frequency Division Multiplex: 直交周波数分割多重方式

※4 Direct Sequence: 直接拡散方式

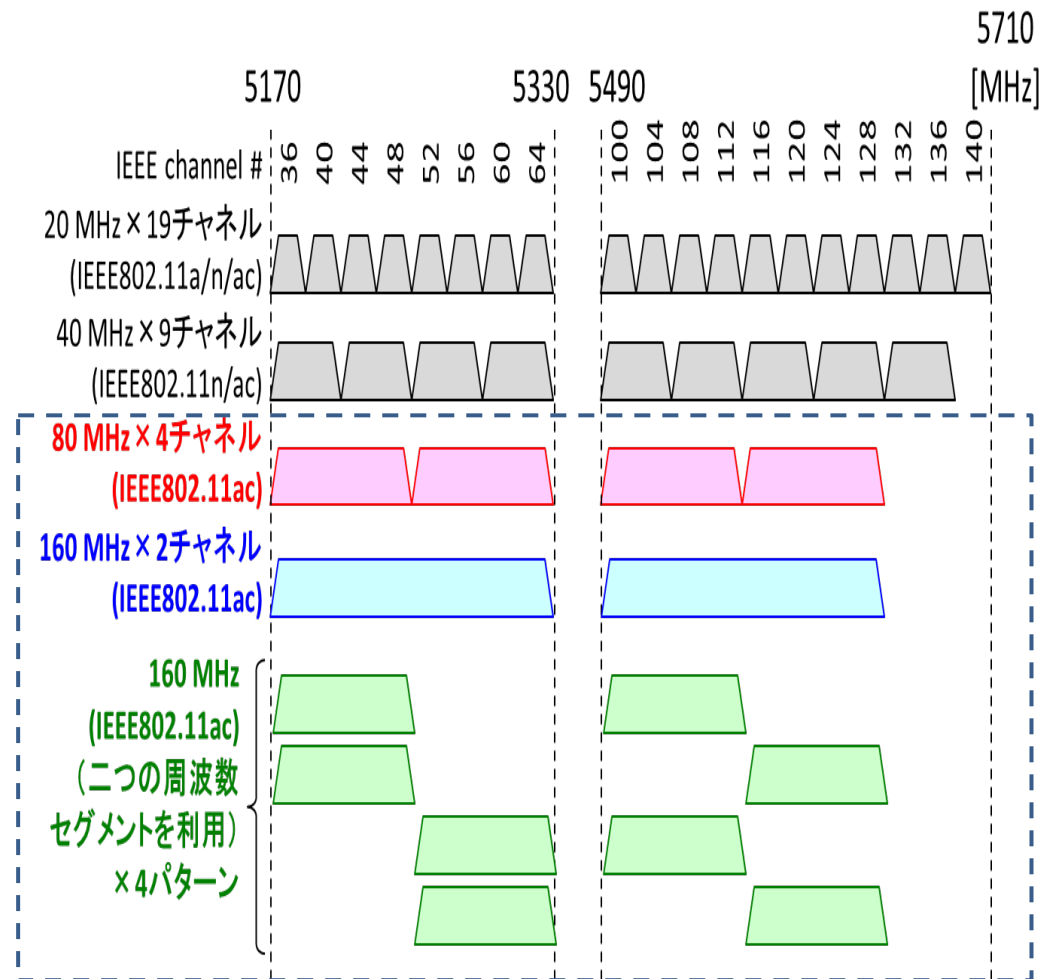
※5 Dynamic Frequency Selection

→ 無線LANがレーダーと周波数を共用して使用するための機能。

※6 Transmitter Power Control

→ 無線LANの一の通信系における平均の空中線電力を3dB下げる機能。

4. 次世代高速無線LANの導入周波数帯及びチャネル配置



IEEE802.11acの新規規格

平成 25 年 3 月 1 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成 25 年 3 月 1 日 諮問第 6 号)

[次世代高速無線 LAN の導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(浅井周波数調整官、渡辺係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(次世代高速無線 LAN の導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

無線 LAN (小電力データ通信システムの無線局) は、家庭やオフィス内におけるネットワークとして、また、インターネット接続サービスとして、急速に普及してきており、これまで国際標準や諸外国の動向と整合をとりつつ、我が国にも新しい技術を導入してきたところである。

現在の無線 LAN の国際的な標準化活動においては、伝送速度 1Gbps を実現するため IEEE 802.11.ac 規格の制定に向けた検討が進められてきており、我が国においても当該規格の導入に向けた検討を行い、平成 24 年 11 月に情報通信審議会から技術的条件の答申を受けたところである。

このような背景を踏まえ、当該規格の導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 改正概要

周波数割当表の別表 8-5 (小電力データ通信システムの無線局の周波数表) 中、5GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備の表に「占有周波数帯幅が 38MHz を超え 78MHz 以下の無線設備」及び「占有周波数帯幅が 78MHz を超え 158MHz 以下の無線設備」に割当て可能な周波数を追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。